

レンタルサーバサービス約款

第1章 総則

第1条 (約款の適用)

1. このレンタルサーバサービス約款 (以下「本レンタルサーバ約款」といいます) は、各種レンタルサーバサービス (以下、本レンタルサーバ約款において「基本サービス」といいます) に適用されるサービス別約款 (サービス基本約款) です。

第2条 (サービスの種類・品目・内容)

1. 基本サービスの種類、品目および内容は、以下のとおりです。

種類	品目	内容
さくらポストサービス	—	電子メールアドレスおよび電子メールを保存するためのデータ記憶領域を提供するサービスです。
さくらリストサービス	—	当社のサーバ設備へ利用者が接続して利用する、電子メールによるメーリングリスト機能を提供するサービスです。(内容の詳細については、当社ホームページ(「サービス一覧」よりご確認ください)をご覧ください。)
さくらウェブサービス	ライト ライト Type2 パーソナル Type1 パーソナル Type2 ビジネス Type1 ビジネス Type2	当社が保有するドメイン名を用いる利用者に対し、ウェブサイトインターネット上に公開することのできるサーバ機能およびデータ記憶領域、ならびに電子メールアドレスおよび電子メールを保存するためのデータ記憶領域を提供するサービスです。(品目の内容については、当社ホームページ(「サービス一覧」よりご確認ください)をご覧ください。)
バーチャルドメインサービス	パーソナル ビジネス エンタープライズ	独自ドメイン名を保有する利用者に対し、ウェブサイトインターネット上に公開することのできるサーバ機能およびデータ記憶領域、ならびに電子メールアドレスおよび電子メールを保存するためのデータ記憶領域を提供するサービスです。(品目の内容については、当社ホームページ(「サービス一覧」よりご確認ください)をご覧ください。)
さくらのメールボックスサービス	—	電子メールアドレス、電子メールを保存するためのデータ記憶領域、メーリングリスト機能、その他これらに付随する機能を提供するサービスです。(内容の詳細については、当社ホームページ(「サービス一覧」よりご確認ください)をご覧ください。)
さくらのレンタルサーバ	ライト	独自ドメイン名を保有する利用者および当社が保有するド

サービス	スタンダード プレミアム ビジネス ビジネスプロ	メイン名を用いる利用者に対し、ウェブサイトインターネット上に公開することのできるサーバ機能およびデータ記憶領域、ならびに電子メールアドレスおよび電子メールを保存するためのデータ記憶領域、その他これらに付随する機能を提供するサービスです。(品目の内容については、当社ホームページ(「サービス一覧」よりご確認ください)をご覧ください。)
さくらのマネージド サーバサービス	Atom プラン Core i5 プラン Xeon プラン Xeon プラン(SSD モデル)	独自ドメイン名を保有する利用者および当社が保有するドメイン名を用いる利用者に対し、ウェブサイトインターネット上に公開することのできるサーバ機能およびデータ記憶領域、ならびに電子メールアドレスおよび電子メールを保存するためのデータ記憶領域、その他これらに付随する機能を提供するサービスです。(品目の内容については、当社ホームページ(「サービス一覧」よりご確認ください)をご覧ください。)

第3条 (料金の支払期限)

1. 毎月払いの場合、利用者は、毎月1日から末日までの基本サービスの利用に関する料金を、その前月の末日までに支払うものとします。ただし、初回については、利用契約締結日から2週間以内に、2ヶ月分の料金(初期費用が発生する場合、初期費用を含みます)を、支払うこととします。
2. 年間一括払いの場合、利用者は、利用開始日から翌年の同日の前日までの料金(初期費用が発生する場合、初期費用を含みます)を、利用契約締結日から2週間以内に支払うものとします。ただし、契約期間が延長される場合、2年目の支払いについては利用開始日の翌年の同日の属する月の前月末日までに、3年目の支払いについては利用開始日の翌々年の同日の属する月の末日までに当該料金を支払うものとし、以後も同様とします。

第4条 (最低利用期間)

1. 基本サービスの最低利用期間(基本約款第14条)は、利用開始日から3ヶ月が経過する日が属する月の末日までとします。

第2章 利用者の責務

第5条 (アカウントの管理)

1. 利用者は、基本サービスの利用に関して当社が発行したアカウントおよびパスワードまたは自分で再設定したパスワード(以下、「アカウント等」といいます)を、自己の責任において管理しなければなりません。

第6条（第三者の利用）

1. 利用者は、基本サービスの利用において、第三者に対し、当該基本サービスの一部または全部を利用させる場合（ID・パスワード等を発行する場合を含むが、これに限られない）、当該第三者に対して基本約款に定める禁止事項を遵守させる義務を負うものとします。
2. 前項の第三者が禁止事項に該当する行為を行った場合、当該行為を利用者が行ったものとみなします。
3. 当社は、第1項の第三者に対して利用契約上何らの義務ないし責任も負わないものとします。

第3章 基本サービス別規定（以下、本章において第12条を除き、さくらのメールボックス以外を「本基本サービス」といいます）

第7条（禁止事項）

1. 本基本サービスの利用者は、基本約款に規定される禁止事項に加え、本基本サービスを用いて以下の行為を行ってはならないものとします。
 - i. プログラム等を用いて機械的にインターネット上の記事等を収集し、これらをインターネット上に公開する行為
 - ii. 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律および特定商取引法に違反する態様で送信される電子メールまたは社会通念上迷惑メールとされる電子メールによって、インターネット上に公開された特定のウェブサイト进行宣传する行為
 - iii. トラックバック機能を用いて、第三者の公開するウェブサイトに対し、インターネット上に公開された特定のウェブサイト进行宣传する目的をもってトラックバックを送信する行為または社会通念上迷惑トラックバックと判断される行為

第8条（共有SSL）

1. 「共有SSL」とは、本基本サービスに付随して、無償でオプションとして提供するサービスであり、利用者の選択により、当社が保有するドメイン名にWebブラウザとサーバ間でのSSL暗号化通信を行う環境を提供するものです。
2. 本条の共有SSLにおいて、以下の各号に定める事項は、保証の限りではありません。
 - i. SSL暗号化通信の内容を第三者に知られることがないこと
 - ii. 利用者が開設するサイトと第三者が開設する類似のサイトとの識別が可能となること
 - iii. SSL暗号化通信の内容をなす情報の第三者による改ざん、消去、取得、悪用を防止することができること、その他同通信の安全性が確保されていること
 - iv. 利用者の使用目的に適合し、利用者の期待どおりの環境が提供されること
 - v. SSL暗号化通信を行う環境が中断なく提供され、完全に有効であること

3. 当社は、本条の共有 SSL の提供を中止し、または廃止することがあります。

第9条 (Web アプリケーションファイアウォール)

1. 「Web アプリケーションファイアウォール」とは、本基本サービスに付随して、無償でオプションとして提供するサービスであり、利用者の選択により、Web アプリケーションの脆弱性を利用した不正なアクセス、コマンドの実行、情報の改ざん、情報の消去、情報の取得、情報の悪用、その他の攻撃を検知し、防御することを目的とする機能（以下、本条において「本機能」といいます）を提供するものです。
2. 本条の Web アプリケーションファイアウォールにおいて、以下の各号に定める事項は、保証の限りではありません。
 - i. Web アプリケーションの脆弱性を利用したあらゆる攻撃を検知し、防御することが可能であること、その他インターネット上に存在するあらゆる脅威に対処可能であること
 - ii. 最新の脅威に対処可能となるよう本機能が更新されていること
 - iii. 利用者の意図する使用目的に適合し、利用者の期待する機能を有すること
 - iv. 本機能が中断なく提供され、完全に有効であること
3. 当社は、本条の Web アプリケーションファイアウォールの提供を中止し、または廃止することがあります。

第10条 (さくらのブログ)

1. 「さくらのブログ」とは、本基本サービスに付随して、無償でオプションとして提供するサービスであり、利用者に対しブラウザ上からウェブデータの構成、更新、修正、追加および画像データ等のアップロード等を可能とする機能を提供するものです。
2. 当社は、本条のさくらのブログの提供を中止し、または廃止することがあります。

第11条 (クイックインストール)

1. 「クイックインストール」（以下、本条において「本機能」といいます）とは、本基本サービスに付随して、無償でオプションとして提供するサービスであり、本基本サービスにおいて利用するために、当社があらかじめ用意した Web アプリケーション等のソフトウェアを自動的にインストールする機能を提供するものです。
2. 利用者が本機能によりソフトウェアを利用する場合、インストールの際に表示される当該ソフトウェア所定のライセンス条件を遵守するものとします。
3. 当社は、本条のクイックインストールの提供を中止し、または廃止することがあります。

第12条 (ウイルススキャン)

1. 本基本サービスにおけるウイルススキャン機能（以下、本条において「本機能」とい

います)は、本基本サービスに付随して、無償でオプションとして提供するサービスであり、本機能によるウイルス等の検出および駆除は、当社が Kaspersky Labs Japan 社から提供を受け当社システムに適用済のウイルス定義に含まれるウイルス等のみを対象としており、全てのウイルス等の検出または駆除が可能であることを保証するものではありません。

2. 本機能によるウイルス等の検出または駆除には利用者の電子ファイルの変更または削除を伴うことがあり、変更または削除された電子ファイルを復元することはできません。
3. 当社は、本条のウイルススキャンの提供を中止し、または廃止することがあります。

附 則

第1条 (適用開始)

この約款は、平成23年8月30日から適用されたレンタルサーバサービス約款を改正したものであり、基本約款第4条に基づき、平成25年1月17日より適用されます。